

※必ずご確認ください※

2025 年度 JAPAN STORE プログラム

参加要綱

1. 参加者の資格

- (1) 商社や代理店など、製造者・生産者以外による申込の場合は、製造者・生産者の承諾を得たうえでの申込を行ってください。Amazon またはジェトロが求める場合には、製造者・生産者の承諾を証明する書面を提出してください。また、第三者の権利を侵害することが確認される場合には参加および出品を取り消すこともあります。
- (2) 販売される国にすでに代理店等がある場合には、事前に了承を得るなど、必要な対応を行ってください。本事業参加において、代理店等との問題が生じた場合に、Amazon 及びジェトロはその責任を一切負いません。
- (3) 前項に該当する者であっても、過去にジェトロに損害を与えたことがあると判明した場合、過去にジェトロ事業への参加においてアンケートへの回答等参加要件を満たしていないことがあると判明した場合、意見の相違や連絡の不通などにより事業の実施に支障をきたすこととなるとジェトロが判断した場合、その他ジェトロが適当でないと認めた場合、参加の資格を有しないものとします。

2. 出品物

- (1) 出品物が、我が国外国為替および外国貿易等の関税関係法令以外の規定により、輸出に関して許可・許諾を必要とする場合は、参加企業の責任において事前に必要な許可等を取得するものとします。
- (2) 特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権を侵害する物、あるいはその恐れがある物の出品は禁止または制限します。

3. 参加料

- (1) 本プログラムへの参加料は無料です。Amazon への出品にかかる登録料や各種手数料は参加企業各社負担とし、Amazon の規定する月間登録料が変更された場合には、それに準じます。
- (2) Amazon の提供するサービスを受ける際には、参加企業各社負担となります。また、Amazon の提供するサービスおよび Amazon の推奨する第三者が提供するサービスを利用し、参加企業が不利益を被ったとしても、ジェトロは一切の責任を負いません。
- (3) 本事業の参加費は本「募集要項」に定める通りです。有料オプション費用および募集要項で明示していない経費は、すべて参加企業負担となります。各種保険、出品物に課せられる輸入税、公租公課及びその他の経費等は料金に含まれていません。

4. 参加の取り決め

- (1) 参加申込が計画規模を超える場合は、所定の期日前でも受付を締め切ることがあります。
- (2) 参加申込は、所定の期日までに本「募集要項」に定める方法で行うものとします。
- (3) ジェトロおよび Amazon による参加者および出品物の審査を行います。不採択の理由は、回答できません。

5. 参加承諾、取り決めの無効及び解除

- (1) ジェトロおよび Amazon は、参加企業や商品が参加資格を有しないことが判明した場合、参加の承諾、取り決めをした時も含めて何時でも、それらを無効とすることができます。あわせてジェトロまたは Amazon に生じた一切の損害（直接の損害額に加え、ジェトロおよび Amazon が当該プログラム参加に起因または関連して支出した費用

(見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用等を含むがこれに限らない) を請求します。ただし、参加企業は出品資格の喪失に関して発生したいかなる損害の賠償についてジェトロおよび Amazon に請求できないものとします。

- (2) ジェトロおよび Amazon は、参加企業が本要綱に違反した場合、催告なしに、参加の承諾、取り決めを解除することができるものとします。これによって生じる損害についてジェトロおよび Amazon は、賠償請求できるものとします。

6. キャンセルポリシー

- (1) 参加申込後、キャンセルを希望する場合には、速やかにジェトロおよび Amazon へご連絡ください。相応の理由なしにキャンセルされた場合は、今後ジェトロが実施する事業の選考等において考慮される場合があります。

7. 事業の中止等

- (1) アマゾンジャパン及びその関係会社（以下「Amazon」と総称）及びジェトロは、ジェトロの責任に帰すことのできない事由、外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により事業実施が困難になった場合など、本事業の一部または全部を変更または中止できるものとします。
- (2) 天災、現地の政情その他ジェトロおよび Amazon の責任に帰すことのできない事由により本事業の一部または全部を中止せざるを得ない場合は、ジェトロおよび Amazon は申込受領後であっても、本事業の一部または全部を変更または中止することができます。その際、参加企業にお支払いいただいた輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他の経費・損害をジェトロおよび Amazon が補填することはできません。

8. 定めにない事項の発生

- (1) 本要綱にない事項及び補足事項などは「募集要項」に定めます。本要綱に定めのない事項が発生した場合、または Amazon が新たな事項を定めた場合、ジェトロおよび Amazon はその対策を決定することができるものとします。その場合、ジェトロおよび Amazon はすみやかに参加企業に通知するものとし、参加企業はジェトロおよび Amazon の決定した対策に従うものとします。
- (2) 「募集要項」および参加要綱に定めのない事項に関しては、ジェトロおよび Amazon がその対応を決定するものとします。

9. 反社会勢力の排除

- (1) 参加者は、ジェトロに対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から 5 年間を経過しない者をいう。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
- ① 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
 - ② 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
 - ③ 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
 - ④ 反社会的勢力を不當に利用し、または交際していると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、及び、今後も行う予定があること。

- ⑥ 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。
 - イ) 暴力的な要求行為。
 - ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ハ) 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ニ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェトロの信用を毀損し、またはジェトロの業務を妨害する行為。
 - ホ) 前各号に準ずる行為。
 - ⑦ その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。
- (2) 参加者が前項 9.(1)の表明及び保証に違反することが判明した場合、ジェトロおよび Amazon は事前の通知等なしに、参加の取り決めを解除できることとします。なお、この場合、参加者からの参加料金等の償還請求には応じられません。
- (3) 前項 9.(2)の定めに基づき、ジェトロが参加の取り決めを解除した場合、参加者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジェトロに請求できないこととします。
- (4) 上記 9.(2)の定めに基づく解除の有無にかかわらず、参加者が、9.(1)の表明及び保証に違反したことによる起因してジェトロに損害が生じた場合、ジェトロはその被った損害について出展者に対し賠償請求が可能なこととします。
- (5) 以下に該当する場合は参加不可です。該当するとされた場合は不採択または採択取消、ジェトロおよび Amazon によるサポート対象外となります。
- ① 公序良俗に反する事業者
 - ② 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業者（風俗営業等の規制及び業務の適性化に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号））第 2 条により定める営業内容

10. 免責

- (1) ジェトロおよび Amazon は本事業に起因または関連して生じたあらゆる損害について一切責任を負いません。ただし、ジェトロおよび Amazon の故意に基づく行為による場合は、この限りではありません。
- (2) 本事業は Amazon および Amazon の関係会社、連携先、協力先、Amazon から紹介を受けた先などが提供するサービスを販売事業者の判断により利用して実施するものです。商品流通過程および Amazon 等の提供するサービスに関して、販売事業者が不利益を被ったとしても、ジェトロは一切その責任を負いません。
- (3) 事業の中止、および要綱外事項の場合、これによって生ずる販売事業者の損害および不利益等について、ジェトロおよび Amazon は一切その責任を負いません。また、規制の変更・強化等によって出品できなくなった場合も、ジェトロおよび Amazon はその責任を負いません。
- (4) 本事業の参加により、本事業全体の成果（出品企業全体の動向に加え、公開済みの WEB ページ上の製品画像や企業情報等も含む）の対外公表に同意したものとします。
- (5) Amazon サービスビジネスソリューション契約（以下 BSA）[BSA 米国](#)ないし [BSA 英国](#)及び Amazon の定める各種規定を順守することとします。
- (6) 同一の申請者が、同一または類似の内容で本制度以外の国、地方自治体、その他支援機関等の経費的支援や委託を受ける事業については対象外となる場合があります。

11. 係争

この要綱に関する係争は日本法に準拠して解釈されるものとし、東京地方裁判所をもって、第 1 審の専属的合意管轄

裁判所とします。

12. その他

- (1) 参加企業は Amazon におけるアカウントを転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。
- (2) 本事業実施にあたり、審査およびサービス提供時等に必要となる参加企業の企業・製品情報をジェトロと Amazon により共有します。
- (3) 事業の申込時、及び期中に実施するアンケートにご記入いただいた情報は適切に管理の上、ジェトロ（及び連携先）の事業活動の評価及び業務改善（これを目的とした調査研究及び政策提言活動を含みます。）、事業フォローアップのためにのみ利用します。ジェトロは、当該目的の範囲内において、国若しくは地方の行政機関、又は公的機関、独立行政法人、連携先（ジェトロの委託、請負先等となる場合を含みますが、これに限られません。）に当該情報を提供し、ジェトロ又はこれらの者は、当該情報を統計的に処理した上で結果を公表することがあります。

上記のほか、詳細については [BSA 米国](#)ないし [BSA 英国](#)をご確認ください。

輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項

ジェトロの支援を受ける企業（以下「支援企業」といいます。）は、輸出管理等の外為法関連規制に関する下記の特記事項（以下「特記事項」といいます。）を確認のうえ、これに同意、承諾いたします。

記

1. 支援企業は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく輸出貿易管理令、外国為替令等の適用法令（以下「外為法等」という。）に基づく輸出貿易管理に関する関連規制、及び、米国輸出管理規則等の関連する国又は地域の同様の輸出管理規制（※注1）並びに、その他の外為法等の定める規制、及び、関連する国又は地域の同様の規制（以下、総称して「外為法関連規制」といいます。）を十分に理解のうえ、必要な手続きを履践し、自己の責任と判断でこれを遵守します。
2. 支援企業は、外為法関連規制に違反する物品の輸出又は海外への技術の提供可能性、その他、外為法のその他の規制（投資に関する規制を含むが、これに限られない。）に違反する可能性のある場合に、展示会、商談会、ECサイト等での物品の出品又は技術の展示等（以下、総称して「出品」といいます。）を行わず、かつ、情報提供、アドバイス、マッチング、引き合い等のジェトロのサービス（以下「サービス」といいます。）を受けないことを確約します。
3. 支援企業における物品の輸出又は海外への技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあるとジェトロが判断した場合（事前の確認、チェックのみならず、支援企業の出品及び／又はジェトロのサービス開始後の確認、チェックを含みますがこれに限られません。）には、ジェトロのサービスが受けられないと、関連する出品ができないこと、ジェトロのサービスが中断又は終了（出品した物が撤去されることやサービスが中断又は終了することを含みますが、これに限られません。）されること、サービス受領及びこれに関連する出品に関する支援企業の登録又は資格等自体がジェトロにより取り消されること、及び／又は、ジェトロのサービス及び関連する出品に関する契約（締結の形式を問わず、口頭又は電磁的方法による契約を含みますが、これに限られません。）がジェトロの意思表示により催告なしに解除されることを確認、承諾します。
4. 前項の規定に定める事項が発生したことにより、支援企業に不利益、費用支出又はその他の損失、損害が生じたとしても、ジェトロは、故意過失の有無を問わず、一切の責任を負わないことを確認します。
5. 支援企業における物品の輸出又は技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあることで、ジェトロに不利益、費用支出、その他の損失、損害が生じた場合には、ジェトロが支援企業に対しこれを求償することがあることを確認します。
6. 本特記事項の定めがジェトロと支援企業との間の他の契約、合意と矛盾、抵触する場合には、本特記事項の定めが優先することを確認します。
7. 支援企業は、ジェトロに対し、支援企業の代表者、又は、職務権限を有し若しくは会社の委任を受ける等により本条項の内容に同意する権限を有しており、かつ、必要な社内手続を履践している者に、本条項の内容に同意する手続を担当させることを表明、保証します。

※注1：支援企業が遵守すべき外為法その他の適用法令上の制度には、関係各国における、輸出・輸入等を規制又は禁止する一切の法制度が含まれます。支援企業自身で、必ず、関係法令、関係当局のホームページ及びジェトロのホームページをご確認の上、必要に応じて関係当局への確認、相談等を行ってください。以下の各項目は、情報提供のため、輸出貿易管理の観点から支援企業による遵守が必要となる制度の一部を抜粋したものです。

・リスト規制

支援企業自身で、出品物等に関し、リスト規制に該当するかの該非判定を行い、該当する場合は、輸出先や商談相手先の国がどこであるかを問わず、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。詳しくは、以下の経産省ウェブサイトをご参照ください。

※経産省ウェブサイト 安全保障貿易管理・リスト規制

[安全保障貿易管理**Export Control*リスト規制 \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/policy/anpo03.html)

・キャッチオール規制

出品物等がリスト規制に該当しない場合であっても、支援企業自身で、補完的輸出規制（キャッチオール規制）に該当するかの確認を行い、該当する場合には、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。

キャッチオール規制は、①外国企業等の需要者の情報（需要者要件）、需要者における用途（用途要件）を確認し、法令に定める懸念が認められる場合、又は②経済産業大臣から、許可申請をすべき旨文書にて通知された場合（インフォーム要件）に、許可が必要となる制度です。対象品目は、リスト規制品目以外の、食料や木材等を除く全ての貨物及び技術であり、対象地域は、輸出令別表第3の地域以外が対象地域です。詳しくは、以下の経産省HPをご参照ください。

※経産省 HP 安全保障貿易管理・補完的輸出規制（キャッチオール規制）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo03.html>

・米国輸出管理規則等

米国輸出管理規則（Export Administration Regulations）は、①米国原產品目、②特定の割合を超えて米国規制品目が含まれている品目（組み込み品）、③特定の米国規制技術が使用されている品目（直接製品）を、日本などから第三国に再輸出等する場合に、米国法上の許可が必要としています（域外適用）。そのため、米国製の部材を日本で加工後、第三国へ輸出する際などにご注意ください（中国等の規制においても、実質的に米国と同様の扱いとなる場合があります）。詳しくは、各国の以下のジェトロウェブサイト及び外国の法令を各自ご参照ください。

※ジェトロウェブサイト

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/trade_02.html

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/e92a59e82865d470/20210034_03.pdf

以上